

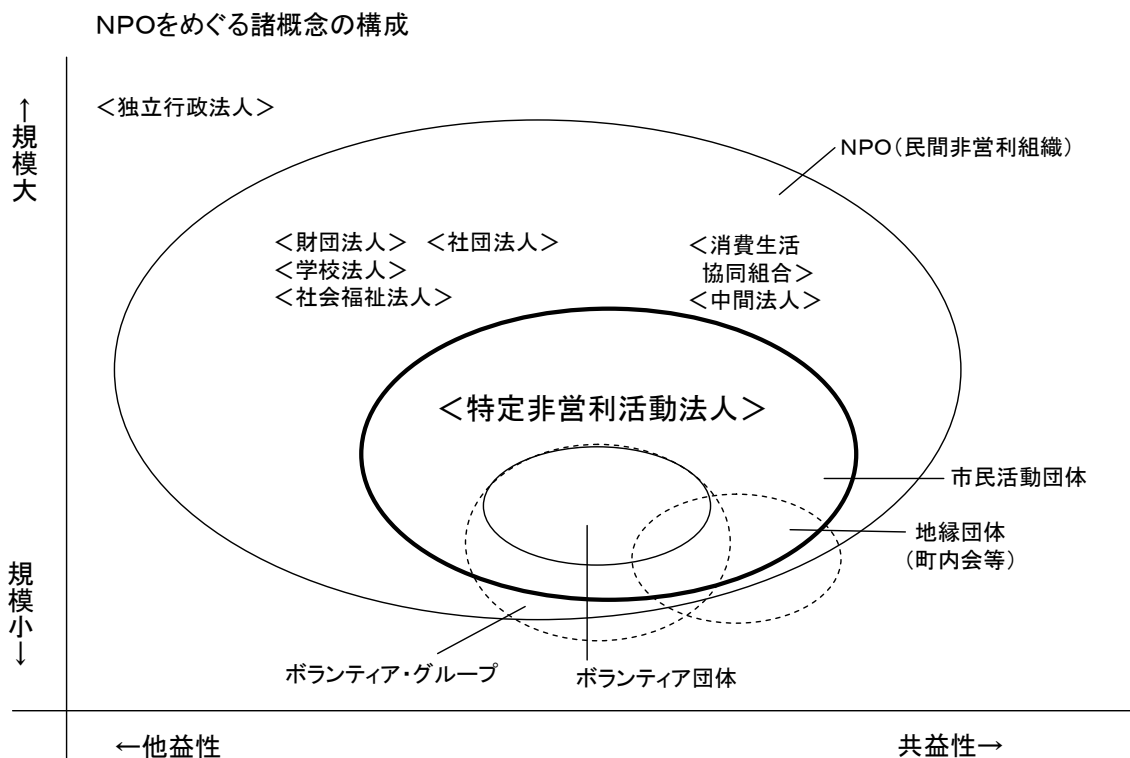
## 1 NPOについて理解する

### (1) NPOって何？

- ‘NPO’ は、‘Nonprofit Organization’ の略で、直訳すると「非営利組織」となりますが、意味を正確に伝えるためには、「民間非営利組織」と訳すのがよいでしょう。
  - ・「民間」とは「政府の支配に属さないこと」
  - ・「非営利」とは、利益を上げてはいけないという意味ではなく、「利益があがっても構成員に分配しないで、団体の活動目的を達成するための費用に充てること」
  - ・「組織」とは、「社会に対して責任ある体制で継続的に存在する人の集まり」と説明できます。
- 利益を得て配当することを目的とする組織である企業に対し、NPOは社会的な使命を達成することを目的とした組織と言えます。

なお、日本NPOセンターでは、その支援の対象とするNPOを「医療・福祉・環境・文化・芸術・スポーツ・まちづくり・国際協力・交流・人権・平和など、あらゆる分野の市民活動団体等の民間非営利組織で、民間の立場で活動するものであれば、法人格の有無や種類を問わない」と定めています。

(参考：「知っておきたいことNPOのこと」(編集・発行：(特活)日本NPOセンター発行)



出典：「NPO基礎講座」[新版]山岡義典編著 ぎょうせい発行

## (2) NGOという言葉も聞か

- NGO (エヌ・ジー・オー) は Non-governmental Organization という英語の略称で、日本語に訳せば「非政府組織」となります。

国連の用語として生まれたこともあり、国際協力などの分野でよく使われる言葉ですが、政府機関が行う国際交流や国際協力に対して、政府ではなく市民の立場で活動している団体、つまり非政府の団体であることを強調して使われています。

NGOは団体を見る視点が違うだけで、内容はNPOと同じと考えていいでしょう。

## (3) NPOとボランティアは違うのか？

- NPOを一言で言い表すと「営利を目的とせず、社会貢献活動を行っている民間の事業体」とでも言えばよいでしょうか。または、「ボランティア=個人」「NPO=組織」というイメージかもしれません。

- 有志が集まって時々道路や公園の空き缶を回収している場合、これは確かにボランティアですが、NPOとは言えません。

- NPOは、まず組織であるということが大前提になります。会則がある、代表者がいる、事務局機能がある、団体のお金は独立して経理されているなど、組織としての実態が目に見える形で整えられていること、そして営利を目的とせず、社会貢献活動を組織的、継続的に行うこと、これらに該当する民間団体はNPOと言えるでしょう。

- ボランティアは自発的に活動している人、NPOは組織的、継続的に活動している非営利の団体、ということですが、多くのNPOは、ボランティアが活動することによって支えられています。また、ボランティアにとっては、多様な活動の場を提供していくのがNPOですから、お互いに欠かせない関係であると言えます。

## (4) 非営利とは無料奉仕のことか？

- 非営利とは、一言で言えば「もうかった利益を団体の構成員に分配しない」ということです。

- NPOは、活動資金として会費や寄付金を集める以外に、活動に対する対価をもらっても差し支えありませんし、活動資金の足しにするために社会貢献活動とは別に収益事業を行っても構いません。そうやって生じた利益を、団体の構成員で分配すれば営利目的の団体ですが、それを次の社会貢献活動の資金へと回していくなら、営利を目的としない団体、つまりNPOと言えるわけです。

- NPOは社会貢献活動を組織的、継続的に行いますから、活動資金を稼ぐことはむしろ当然とも言えます。NPOと無料奉仕とは直接は結びつきません。

## (5) NPOで働いて給料はもらえるか？

- 事業の内容によっては、継続的に活動を行ったり、組織を維持していくために、給料をもらって働く専属のスタッフの確保が重要です。その場合は、企業と同様に対価として給料を払う必要があります。

- NPOの中には、無給のボランティアを中心に活動している団体も多くあります。また、有給のスタッフがいる場合でも常勤と非常勤の場合があります。活動内容や団体の規模により、様々な形態のスタッフが運営に関わっています。

- 専属のスタッフがいて給料をもらって働いていても、それで直ちに営利目的の団体とは言えません。例えば、電気代や切手代、ワープロや FAX の購入費などは事務的な経費です。これらの支出は利益の分配とは言えません。同様に、スタッフの給料も、労働の対価として支払うのであれば、これも事務的な経費です。利益の分配ではないということです。

#### (6) 今なぜNPOが話題になっているのか？

- 直接のきっかけは、阪神・淡路大震災のときに、ボランティアやNPOの救援活動、復興支援活動が一定の成果をあげたことが高く評価され、マスコミや出版を通じて広く伝えられたことによります。ただ、阪神・淡路大震災がおこらなかったとしても、時代の流れとして、NPOが社会に対して果たす役割はいずれ認知されていたことでしょう。
- 従来、公益、つまり世の中の不特定多数のもののための利益は、行政が担う分野と認識されてきました。しかし行政の原則は平等、公平です。要するにみんな同じに扱わなければなりません。ところが、現代は人々の価値観は多様化し、社会問題も多種多様となっています。こうなると、平等、公平の原則に配慮し、法令に基づいて動かなければならない行政では、迅速できめの細かい対応が難しい場面が出てきます。
- 一方、行政に比べて機動性、迅速性に勝るNPOの活動は、個別の活動だけを見れば範囲は限られているかも知れませんが、全体として見れば、行政の対応が難しい分野をカバーしつつ、行政とともに公益を担っていく可能性を持っていると言えます。
- こうしたことから、様々な社会貢献活動を行政や企業と連携しながら、安定的、継続的に行える第3のセクターとして成長すれば、市民参加の社会の進展に大きく役立つと言えるでしょう。

#### (7) NPOとNPO法人

- NPO法は通称で、正式な名称は特定非営利活動促進法と言います。  
この法律は、社会貢献活動を行う民間の非営利団体が、簡易に法人格を取得するための基準や手続きを定めたものです。この法律に基づいて法人格を取得した団体を特定非営利活動法人といいます。通称でNPO法人という言い方もします。
- 法人格のない団体は一般に任意団体と呼ばれますが、もちろん、市民活動は、法人格がなくても自由に行えることは言うまでもありません。

#### (8) どんな団体がNPO法人になれるか

- NPO法は、NPOのすべての活動分野を対象としているわけではなく、17 の分野に限っています。法律の名称に「特定」とついているのはこのためです。
  - ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
  - ② 社会教育の推進を図る活動
  - ③ まちづくりの推進を図る活動
  - ④ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
  - ⑤ 環境の保全を図る活動
  - ⑥ 災害救援活動
  - ⑦ 地域安全活動
  - ⑧ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
  - ⑨ 国際協力の活動
  - ⑩ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

- ⑪ 子どもの健全育成を図る活動
  - ⑫ 情報化社会の発展を図る活動
  - ⑬ 科学技術の振興を図る活動
  - ⑭ 経済活動の活性化を図る活動
  - ⑮ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
  - ⑯ 消費者の保護を図る活動
  - ⑰ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 団体の活動がこれらに該当し、かつ不特定多数のものの利益の増進に寄与することを目的としているのであれば、その活動は特定非営利活動つまりNPO法の対象となる活動であると言えます。
- 特定非営利活動法人になるには、団体として次の要件を満たすことが必要です。
- ① 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること。
  - ② 営利を目的としないものであること。
  - ③ 会員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。
  - ④ 役員(理事、監事)のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の1/3以下であること。
  - ⑤ その活動が、宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと。
  - ⑥ その活動が、特定の公職者(候補者を含む)又は政党を推薦、支持、反対すること目的とするものでないこと。
  - ⑦ 暴力団でないこと、暴力団やその構成員め統制の下にある団体でないこと。
  - ⑧ 10人以上の会員を有するものであること。
- これらの要件を満たす団体は、一定の書類を添えた申請書を所轄庁(新潟県の場合、県及び新潟市(新潟市に所在する場合)、南魚沼市(南魚沼市に所在する場合)<sup>注1)</sup>に提出します。(ただし、団体の事務所が2つ以上の都道府県にある場合は内閣府に申請することとなります。)

所轄庁ではNPO法に定められた基準や手続きに従って審査し、不備や問題がなければ認証することになります。所轄庁の認証を受けた団体は法務局(登記所)に行って法人の設立登記をして法人となります。

## (9) 中間支援組織

中間支援組織は、NPOと行政、企業などの地域の多様な主体の連携・協働が円滑に行われるよう、各主体間のコーディネーター役としての役割が期待されています。

中間支援組織について、「NPO指針」では、次のように位置づけています。

中間支援組織は、「NPOを支援するNPO」と言われていますが、それに加え、地域住民、NPO、地縁団体、企業、行政など地域の多様な主体がもつ人材、資金、情報などの資源の提供とともに各主体の間をコーディネートする組織とします。

県内の主な中間支援組織としては、全県域を支援エリアとする特定非営利活動法人新潟NPO協会、上越地域を支援エリアとする特定非営利活動法人くびき野NPOサポートセンター、岩船地域を支援エリアとする特定非営利活動法人都岐沙羅パートナーズセンターなどがあります。また、中越地域で中越大震災や中越沖地震などからの復興を支援している中越復興市民会議もその活動は中間支援の活動と言えます。

### 注1 特定非営利活動促進法に係る事務処理権限の移譲について

新潟県では、県行政改革の一環として、市町村への事務処理権限の委譲を進めています。

- ・平成20年4月1日現在で移譲している市町村 ・新潟市 (H19.4.1~)、南魚沼市 (H20.4.1~)
- ・今後も、所轄庁としての権限移譲を受ける市町村が増えるので、新潟県ホームページの「にいがたNPOのページ」などで確認してください。